

新しい

市民活動支援センターをご利用ください

平成29年4月に、新しい市民活動支援センターがオープンします。この施設は、歴史民俗資料館と二宮尊徳記念館との複合施設です。

利用できる方と登録方法

施設を利用できるのは、市内に住居、または勤務・通学している、市民活動を行う方です。会議室、相談室、報徳ホールの利用には、団体登録が必要です（団体の活動内容が、市民活動支援センター設置の目的に合ったものに限ります）。登録は、市民活動支援センター窓口で、平成29年1月14日（土）から受け付けます（水曜日を除く）。なお、受付時間は、午前9時～午後7時です。また、申請から登録証の交付まで約10日掛かりますのでご了承ください。

表：(新)市民活動支援センターの概要

項目	概要
住所	日光市今市304番地1
利用可能設備	会議室1～5、相談室、マイク、プロジェクター、スクリーン完備
利用可能時間	午前9時～午後11時
休館日	12月29日～1月3日（ただし、臨時休館あり）
使用料	無料

会議室の予約について

登録完了した市民団体は、会議室などの利用予約ができます。予約は、利用の3カ月前から電話またはセンター窓口で受け付けます。

平成29年4月・5月分の受付は、2月2日（木）から開始します。

受付開始日の午前9時～正午の受付事務は窓口のみです。電話では行っていませんので、ご了承ください。また、希望の会議室が重複した場合は抽選になります。なお、午後1時以降は、電話での申込みも可能になります（午後からは先着順）。

※予約は3日前までの申込みとします。ただし、午後9時以降の予約は1カ月前にお願いします。
※キャンセルは前日までにご連絡ください。また、予定の変更がある場合は、速やかに申し出てください。

登録・予約についてくわしくは

市民活動支援センター

（平ヶ崎160、勤労青少年ホーム内）

☎(22) 2271

この記事についてくわしくは

地域振興課 市民協働推進係

☎(21) 5147

冬季の樹木の管理に

ご注意ください

例年、雪の重みや突風による倒木や落ち枝が多く発生しています。樹木が道路上に倒れたり、枝が落ちたりして、通行人がけが、または車などが破損した場合、樹木の所有者が相手から民法上の不法行為（※）による損害賠償を請求されることがあります。

自宅に生け垣がある方や、道路沿いに山林などを所有されている方は、定期的な剪定・伐採をお願いします。なお、私有地から張り出している樹木は、所有権が土地所有者にあるため、市や県で剪定・伐採をすることができません。

（※）民法上の不法行為とは

民法では、歩行者および自動車などの通行の安全確保のため、車道上空4.5m、歩道上空2.5mの範囲内に、障害となるものを置いてはならないと規定されています。所有する樹木に倒木の恐れがある場合や、枝などが道路を覆ったり、張り出したりしている場合は、伐採または枝払いをお願いします。

◎国道・県道について（日光土木事務所保全部）

今市警察署管内 ☎(53) 1221

日光警察署管内 ☎(53) 1213

◎市道について

今市地域…維持管理課

☎(21) 5160

日光地域…産業建設係

☎(54) 1114

藤原地域…産業建設係

☎(76) 4107

足尾地域…産業建設係

☎(93) 3117

栗山地域…産業建設係

☎(97) 1133



倒木によってふさがれた道路